

新しい生活様式リフォーム事業補助金(事業所版)

■内容

市内の事業所が新しい生活様式の導入を図るため、必要なリフォーム工事等を行う場合にかかる経費を補助します。

■補助対象者

次の全てに該当するものが補助対象者となります。

- ・市内に本社又は主たる事業所を有していること。
- ・リフォーム工事等の対象建物が市内にあり、社員がその建物で働いていること。
- ・期限の到来した市税を完納していること。
- ・令和3年3月31日までにリフォーム工事等が完了すること。

■施工業者(購入業者)

市内に本社がある法人又は市内に住所を有する個人事業主からの施工や購入が対象です。

■補助率、補助上限、補助対象工事費

- ・補助率 工事費の2/3
- ・補助上限 100万円(1,000円未満切捨て)。
- ・対象工事費 リフォーム工事費(工事、購入、消費税除く)で5万円を超える工事
※新潟県「新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金」等、他の補助金を充てる部分は補助対象外
※4月1日以降に実施したものが補助対象

■補助金申請の方法

補助金申請の受付は6月1日～9月30日までの間です。

(補助金申請時の提出書類)

- ①補助金交付申請書
- ②市税の納税証明書
- ③工事、購入の見積書の写し

(補助金請求時の提出書類)

- ①補助金実績報告書兼請求書
- ②契約書又は請求書の写し
- ③領収書の写し
- ④工事前後の状況が分かる写真
- ⑤補助金の振込先の口座番号が分かる通帳のページのコピー (裏面あり)

■対象となる施工例など

新しい生活様式(3密回避、感染症予防)に向かうリフォーム工事等を対象とします。

- ・水回り設備の衛生化(トイレの増設、トイレの洋式化、手洗い場の増設、センサー式ディスペンサーへの取り換えなど)
- ・換気のための窓の増設、換気扇の設置
- ・男女別の更衣室の設置や休憩室の増設
- ・なるべく手を触れないための自動ドアの設置、感知センサーの設置
- ・人との接触を避けるための事務室の間仕切り
- ・空気を循環させるための空調機器、空気清浄器の新たな購入
- ・接触防止用のビニール幕、飛沫防止カウンターの購入・設置

■補助対象外となるもの

- ・エアコン、給湯器、空気清浄器など、古い機器等の単なる入れ替えは補助対象外です。
- また、購入のみの場合は補助対象外となります。購入 + α の工事を伴うものが対象となります。

■新潟県が実施する感染防止のための設備整備事業について

新潟県においても同様の補助事業を実施します。

対 象 者: 県民の方々に直接サービスを提供する施設

(飲食業、宿泊業、小売業、理美容業など)

対象経費: 感染防止対策に必要な設備整備等に係る経費

(飛沫防止パネル、自動水栓、換気扇、消毒剤噴霧器など)

支給額: 下限 5 万円～上限 20 万円

※新潟県の事業の対象となるものについては、県の事業を活用してください。

新潟県の事業の対象外となる業種、対象外となる部分について市の事業を活用してください。

(例1)飲食店で 20 万円以下の事業を実施した場合

→県の事業を活用してください。

(例2)飲食店で 30 万円の事業を実施した場合

→ $(30 \text{ 万円} - 20 \text{ 万円}) \times 2/3 = 66,000 \text{ 円}$ (市補助金額)

(例3)県事業の対象外の業種

→市の事業を活用してください。

お問い合わせ先：十日町市役所産業政策課 商工振興係 (☎025-757-3139)